

さいたま地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 租税債権存在確認請求事件
国側当事者・国
平成31年4月24日認容・確定

判 決

原告 国
同代表者法務大臣 山下 貴司
同指定代理人 平島 善雄
外別紙指定代理人目録のとおり
被告 株式会社Y
同特別代理人 ●●

主 文

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事業の概要

本件は、原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の源泉所得税並びに消費税及び地方消費税の租税債権（以下、当該源泉所得税を「本件源泉所得税」、当該消費税及び地方消費税を「本件消費税」といい、本件源泉所得税及び本件消費税の各租税債権を併せて「本件各租税債権」という。）の時効を中断させるために、本件各租税債権を有することの確認を求めた事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等（甲1）

被告は、労働者派遣事業を主たる目的として、平成15年3月●日、埼玉県北葛飾郡に有限会社Yとして成立し、平成19年5月15日、同有限会社を商号変更して株式会社に移行したことにより設立された。

被告は、さいたま地方裁判所越谷支部において、平成25年2月14日午後5時に破産手続開始が決定されたため（平成●●年（〇〇）第●●号。以下「本件破産事件」という。）、会社法471条5号の規定に基づき解散し、同年6月15日に破産手続廃止の決定が確定したため、同法475条1号の規定に基づき清算手続を開始した。

- （2）原告は、平成30年11月1日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①確認の利益の有無（争点1）、②原告の被告に対する租税債権の有無（争点2）である。

(原告の主張)

(1) 確認の利益の有無 (争点1)

被告は、本件破産事件の廃止決定時及び現在においても財産がなく、本件各租税債権について国税通則法(以下「通則法」という。)上の時効中断措置を採り得ないところ、本件各租税債権の徴収権については平成30年12月31日の経過をもって、消滅時効が完成することが見込まれる。

被告は、平成25年1月25日、春日部税務署長(以下「署長」という。)に対し、代表者義姉B及び同人が代表取締役を務める株式会社Cを保証人として担保提供する旨の「担保提供書」を提出した(甲6)。そして、同人らは、現在、本件各租税債権につき、分割納付しているところ、本件各租税債権の徴収権の消滅時効が完成すれば、本件各租税債権の付従性から、本件保証に係る同人らに対する債権の徴収権も消滅することとなる。

以上のことから、原告は、本件租税債権に係る消滅時効を中断するため、被告に対し、本件各租税債権を有することの確認を求める利益を有する。

(2) 原告の被告に対する租税債権の有無 (争点2)

原告は、被告に対し、平成30年4月30日現在、別紙租税債権目録記載のとおり、既に納期限を経過した本件源泉所得税及び本件消費税の租税債権(本件各租税債権)合計2366万5807円を有している(甲2)。

(被告の主張)

(1) 確認の利益の有無 (争点1)

争う。

(2) 原告の被告に対する租税債権の有無 (争点2)

不知。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件各租税債権の発生等

ア 本件源泉所得税

署長は、被告が従業員等に支払った給与及び報酬に対し発生した源泉所得税を徴収するため、別紙本件源泉所得税目録の「⑤納税告知日」欄記載の年月日に、被告に対し、同「⑧納税告知額」の「本税」欄記載のとおり、通則法36条に基づき、納税の告知をするとともに、同法67条に基づき不納付加算税が課される源泉所得税については、同「加算税」欄記載のとおり、当該源泉所得税に係る不納付加算税を賦課決定し、その旨を通知した。

なお、被告からは、上記各処分に対し、所定の不服申立期間内に不服申立てはされなかった。

イ 本件消費税

被告に、別紙本件消費税目録「③課税期間」記載の各課税期間(平成19年3月1日から平成25年2月28日までの間)に係る消費税及び地方消費税について、同「⑦確定した納税額」の「本税」欄記載の納税額を、同「⑤納期限」欄記載の年月日までに納税する義務が発生した。

(2) 納付の督促

署長は、被告が、本件各租税債権について、納期限（別紙本件源泉所得税目録「⑥納期限」及び別紙本件消費税目録「⑤納期限」欄）までに納付しなかったため、被告に対し、別紙本件源泉徴収税目録「⑦督促年月日」欄記載の年月日に、同「⑨督促額」欄記載の督促額について、別紙本件消費税目録「⑥督促年月日」欄記載の年月日に、「⑧督促額」欄記載の督促額について、順次、通則法37条の規定に基づき、督促状を発して納付を督促したが、被告は、これを完納しなかった。

(3) 納付誓約書の提出

被告は、平成24年6月15日、署長に対し、本件源泉所得税のうち別紙本件源泉所得税目録項番82ないし95を除く源泉所得税並びに本件消費税のうち別紙本件消費税目録項番9を除く消費税及び地方消費税につき、納付誓約書を提出した（甲3）。

(4) 被告本店所在地の搜索

春日部税務署徴収職員は、平成24年12月6日、国税徴収法（以下「徴収法」という。）142条に基づき、被告本店所在地を搜索した（甲4）。

(5) 換価の猶予

署長は、平成25年2月25日、徴収法151条1項2号に基づき、本件源泉所得税及び本件消費税について、猶予期間を同年1月1日から同年12月31日までの間とする換価の猶予を行った（甲5）。

(6) 担保提供書の提出

被告は、平成25年1月25日、署長に対し、同日時点で被告が滞納している源泉徴収税、消費税及び地方消費税（それぞれの本税、加算税及び延滞金）の担保として、被告代表者の義姉であるB及び同人が代表取締役を務める訴外株式会社Cを保証人とする旨の「担保提供書」を提出した（甲6）。

(7) 被告の無資力

被告には、本件破産事件の廃止決定時点においてみるべき財産はなく、現時点でも換価できる財産が存在することをうかがわせる事情はない。

(8) 徴収の引受け

関東信越国税局長は、平成26年11月29日、通則法43条3項に基づき、署長から徴収の引受けを行った。

2 確認の利益の有無（争点1）について

(1) 本件各租税債権の徴収権の消滅時効及び中断事由について

ア 消滅時効及び中断事由

(ア) 通則法の規定

通則法72条1項は、国税の徴収権は、原則として、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する旨定めている。

通則法73条は、国税の徴収権の消滅時効について、時効の中断及び停止の事由を定めており、更正又は決定、加算税に係る賦課決定、納税に関する告知、督促及び交付要求の処分によって時効は中断し（同条1項）、滞納処分に関する猶予期間中は時効が停止する（同条4項）ことになるとされ、さらに、通則法72条3項は、同法に規定するもののほかは、民法の規定を準用する旨定めている。

(イ) 徴収法の規定

徴収法151条1項は、滞納処分を執行すれば、納税者の事業の継続等を困難にするおそれがある場合などに、一定期間内は、滞納処分の執行を猶予することができる旨定めており、これは、通則法73条4項が定める「納税の猶予」に当たるので、消滅時効の停止の事由であると解される。

徴収法142条1項は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物等につき捜索することができる旨定めており、捜索とは、滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見等をすべく滞納者等の物又は住居等について行う強制処分をいう。徴収法47条以下に規定される差押えによって時効は中断するところ（民法147条1項2号、通則法72条3項）、徴収法142条1項に基づいて行われる捜索は、上記のとおり差押えを目的として行われるものであるから、捜索を実施し、差し押さえるべき財産の発見に至らなかった場合であっても、当該捜索に着手した時に消滅時効の中断の効力が生ずると解するのが相当である。

イ 本件について

(ア) 本件各租税債権の消滅時効の起算点

前記前提事実によれば、本件源泉所得税の徴収権の消滅時効は、別紙本件源泉所得税目録「④法定納期限」欄記載の年月日の翌日から進行し（通則法72条1項、2条8項ロ、所得税法181条）、本件消費税の徴収権の消滅時効は、別紙本件消費税目録「④法定納期限」欄記載の年月日の翌日から進行したと認められる（通則法72条1項、2条8項本文、消費税法45条、49条）。

(イ) 督促による消滅時効の中断

前記認定事実によれば、署長は、本件源泉所得税の徴収権について、順次、被告に対して納税の告知を行い、その後、督促したことが認められるところ、納税の告知によって消滅時効が中断し、同告知において指定された納期限（別紙本件源泉所得税目録⑥欄）の翌日から更に消滅時効が進行したが（通則法73条1項3号）、督促状を発したことにより、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの間、消滅時効が中断したといえる（同項4号）。

前記認定事実によれば、本件消費税の徴収権は、署長が、順次、被告に対し督促状を発したことにより、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの間、消滅時効が中断したといえる（通則法73条1項4号）。

(ウ) 納付誓約書の提出による消滅時効の中断

前記認定事実によれば、被告は、平成24年6月15日、署長に対し、本件源泉所得税のうち別紙本件源泉所得税目録項番82ないし95を除く源泉所得税並びに本件消費税のうち別紙本件消費税目録項番9を除く消費税及び地方消費税について、納付誓約書を提出したことが認められる。

これは、債務承認に当たることから、上記のとおり本件各租税債権の一部の徴収権について、平成24年6月15日に消滅時効が中断したといえる（通則法72条3項、民法147条3号）。

(エ) 捜索による消滅時効の中断

前記認定事実によれば、春日部税務署徴収職員が、平成24年12月6日、被告本店

所在地を搜索したことが認められるところ、上記アのとおり、徴収法142条に基づく搜索は、消滅時効の中断事由に当たることから、本件各租税債権全てに係る徴収権の消滅時効が中断したといえる。

(オ) 換価の猶予による消滅時効の停止

前記前提事実によれば、署長が、平成25年2月25日、徴収法151条1項2号に基づき、本件消費税について、猶予期間を同年1月1日から同年12月31日までの間とする換価の猶予を行ったと認められるところ、上記アのとおり、換価の猶予は消滅時効の停止事由に当たることから、本件各租税債権の徴収権の消滅時効は、同年1月1日から同年12月31日まで停止したといえる。

(カ) 以上のことからすれば、本件各租税債権の徴収権の消滅時効は、平成30年1月1日の本件訴え提起がなければ、平成24年12月7日から起算し、時効停止期間である平成25年1月1日から同年12月31日を除いて、5年が経過した後である平成30年12月6日の経過をもって完成する予定であったといえる。

(2) 本件における確認の利益

ア 確認の利益

確認の訴えは、即時確定の利益がある場合、すなわち、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り、許されるものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同30年12月26日第3小法廷判決・民集9巻14号2082頁）。

イ 判断

保証債務は、独立の目的を有しないで、ただ、主たる債務を担保する目的のために存することから、主債務が時効により消滅すれば、保証債務も消滅すると解するのが相当である。

前記前提事実によれば、被告代表者の親族及びその経営する会社が本件各租税債権の保証人となっており、現在、同人らが分割納付をしていることが認められることから、保証債務が消滅しなければ、同人らによる納付が今後も期待できることが認められる。

したがって、主債務である本件各租税債権の徴収権について時効中断の措置を採る必要があるといふべきである。

しかし、前記前提事実によれば、本件各租税債権については、本件破産事件の廃止決定時及び現在においても被告には差押えの対象となるべき財産がないため、滞納処分を執ることができず、また、既に督促も行われていることから、時効を中断するには、裁判上の請求をする他に方法はない。

そうすると、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し、確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に当たるといえる。

以上のことからすれば、原告には、本件訴えによって、本件各租税債権の確認を求め利益があるといえる。

3 原告の被告に対する租税債権の有無（争点2）について

前記認定事実によれば、原告は、被告に対し、平成30年4月30日時点で、別紙租税債権目録記載のとおり、本件各租税債権合計2366万5807円を有していることが認められる。

4 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、訴訟費用の負担について、

行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 6 1 条を適用して、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第 4 民事部

裁判長裁判官 谷口 豊

裁判官 倉方 ユリ

裁判官日暮直子は、転官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 谷口 豊

別紙

指定代理人目録

原 克好

今井 篤

高部 翔平

荻原 瑞穂

伊藤 栄二

松谷 正太郎

坂村 有香子

大久保 剛

以上

別紙「租税債権目録」、別紙「本件源泉所得税目録」、別紙「本件消費税目録」 省略